

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月19日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	グループ人事企画部長 芳谷 剛伸
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号 豊洲ベイサイドクロスタワー
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	グループ人事企画部長 芳谷 剛伸
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	2022年5月13日
【発行登録書の効力発生日】	2022年5月25日
【発行登録書の有効期限】	2024年5月24日
【発行登録番号】	4 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000,000,000円
【発行可能額】	50,000,000,000円
【効力停止期間】	該当事項はありません。
【提出理由】	2022年5月13日に提出した発行登録書につき、一定の記載事項を追加及び訂正するため、本訂正発行登録書を提出します。(訂正内容については、以下を参照してください。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のほか、以下のとおりであります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

発行登録書の「第一部 証券情報 第1 募集要項」を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 募集の理由及び目的

当社は、2018年度より、当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として、譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度（以下「本制度」という。）を導入することを決定しております。

本制度においては、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、自己株式処分の際に当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てます。

2018年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2018年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第1回RSUから第3回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2018年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第4回RSUから第7回RSUまで）とします。

2019年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2019年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第8回RSUから第10回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2019年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第11回RSUから第14回RSUまで）とします。

2020年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2020年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第15回RSUから第17回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2020年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第18回RSUから第21回RSUまで）とします。

2021年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2021年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第22回RSUから第24回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2021年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第25回RSUから第28回RSUまで）とします。

2. 2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2018年5月14日開催の当社経営会議において、執行役が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2018年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2019年5月16日開催の当社経営会議において、執行役が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2019年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2020年5月27日開催の当社経営会議において、執行役が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2020年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2021年決定」という。）しております。

その概要は下記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 (注) 2、同(注) 3、同(注) 4 及び同(注) 5」及び「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (注) 3、同(注) 4、同(注) 5 及び同(注) 6」に記載のとおりです。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 募集の理由及び目的

当社は、2018年度より、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人等（以下「対象者」という。）向けの自社株式による繰延報酬制度として、譲渡制限株式ユニット（Restricted Stock Unit（RSU））制度（以下「本制度」という。）を導入することを決定しております。

本制度においては、原則として、当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、自己株式処分の際に当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てます。

2018年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2018年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第1回RSUから第3回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2018年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第4回RSUから第7回RSUまで）とします。

2019年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2019年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第8回RSUから第10回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2019年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第11回RSUから第14回RSUまで）とします。

2020年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2020年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第15回RSUから第17回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2020年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第18回RSUから第21回RSUまで）とします。

2021年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2021年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第22回RSUから第24回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2021年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第25回RSUから第28回RSUまで）とします。

2022年決定（下記に定義します。）に基づく自己株式処分は、上記繰延期間に対応して、2022年決定の日より約1年から3年後を割当日とするもの（第29回RSUから第31回RSUまで）を基本とし、欧州の報酬規制の対象となる海外の役職員に対しては、2022年決定の日より約4年から7年後を割当日とするもの（第32回RSUから第35回RSUまで）とします。

2. 2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2018年5月14日開催の当社経営会議において、執行役員が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2018年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2019年5月16日開催の当社経営会議において、執行役員が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2019年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2020年5月27日開催の当社経営会議において、執行役員が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2020年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2021年5月17日開催の当社経営会議において、執行役員が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2021年決定」という。）しております。

2015年9月30日付取締役会による委任の決議に基づき、2022年5月19日開催の当社経営会議において、執行役員が、本制度の対象者に対する自己株式処分を決定（以下「2022年決定」という。）しております。

その概要は下記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 (注) 2、同(注) 3、同(注) 4、同(注) 5 及び同(注) 6」及び「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件 (注) 3、同(注) 4、同(注) 5、同(注) 6 及び同(注) 7」に記載のとおりです。

<後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	未定	未定	未定
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	未定	未定	未定

(注) 1. <中略>

2. <中略>

3. <中略>

4. <中略>

5. <中略>

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	未定	未定	未定
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	未定	未定	未定

(注) 1. <中略>

2. <中略>

3. <中略>

4. <中略>

5. <中略>

6. 2022年決定に基づく対象者及び割当株式数は、下記のとおりです。なお、第29回R S U乃至第31回R S Uに係る割当株式数の一部は海外の対象者向けであり、また、第32回R S U乃至第35回R S Uに係る割当株式数は全て海外の対象者向けであります。

(1) 当社の取締役・執行役に割り当てる予定の株式

名称	取締役及び執行役(社外取締役を除く)	
	人数(名)	割当株式数
第29回R S U	8	254,300
第30回R S U	8	253,500
第31回R S U	8	253,300

(2) 使用人等に割り当てる予定の株式

名称	当社の使用人		当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人等	
	人数(名)	割当株式数	人数(名)	割当株式数
第29回 R S U	24	80,300	2,161	31,148,700
第30回 R S U	24	79,800	2,161	31,074,300
第31回 R S U	24	79,400	2,168	31,170,800
第32回 R S U	0	0	274	3,664,400
第33回 R S U	0	0	94	1,652,800
第34回 R S U	0	0	7	172,800
第35回 R S U	0	0	7	172,600

上記の割当株式数は、本制度に基づき対象者に付与される金銭報酬債権の全額が現物出資されたと仮定した場合の数です。実際には、当該金銭報酬債権の額から、本制度に関し当社が各国の税制に基づき行う源泉徴収を考慮して定める一定の現金交付分を除いた一部の金銭報酬債権のみが現物出資される予定であり、上記の割当株式数は減少する見込みです。また、上記割当株式数は、本発行登録書提出日現在の予定であり、対象者が、権利確定日前に自己都合により退職する等一定の事由が生じた場合には、当社普通株式を引き受けることなく、割当株式数が減少することがあります。加えて、割当株式数については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合があります。

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定	未定	1株	未定	-	未定

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の理由及び目的」に記載の本制度に基づき、対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を対象者に割り当てる方法によるものとします。
2. 2018年決定、2019年決定、2020年決定及び2021年決定に基づく当社普通株式の割当ては、本制度の対象として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
3. <中略>
4. <中略>
5. <中略>
6. <中略>

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定	未定	1株	未定	-	未定

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の理由及び目的」に記載の本制度に基づき、対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を対象者に割り当てる方法によるものとします。
2. 2018年決定、2019年決定、2020年決定、2021年決定及び2022年決定に基づく当社普通株式の割当ては、本制度の対象として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
3. <中略>
4. <中略>
5. <中略>
6. <中略>

7. 2022年決定に基づく自己株式処分の概要は以下のとおりです。以下のうち、第29回R S U乃至第31回R S Uに係る自己株式処分の一部は海外の対象者向けであり、また、第32回R S U乃至第35回R S Uに係る自己株式処分は全て海外の対象者向けであります。

	第29回 R S U	第30回 R S U	第31回 R S U
(1) 払込期間	2023年4月20日から 2023年5月19日まで	2024年4月20日から 2024年5月19日まで	2025年4月20日から 2025年5月19日まで
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 31,483,300株	当社普通株式 31,407,600株	当社普通株式 31,503,500株
(3) 処分価額	1株につき479円		
(4) 処分価額の総額	15,080,500,700円	15,044,240,400円	15,090,176,500円
(5) 出資の目的とする財産並びに当該財産の内容及び価額	出資の目的とする財産：金銭以外の財産（現物出資財産） 現物出資財産の内容：2022年決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権		
	現物出資財産の価額： 金15,080,500,700円（1株につき処分価額と同額）	現物出資財産の価額： 金15,044,240,400円（1株につき処分価額と同額）	現物出資財産の価額： 金15,090,176,500円（1株につき処分価額と同額）
(6) 処分方法	下記(8)記載の対象者に対して株式報酬として割り当てます。		
(7) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資によります。		
(8) 割当ての対象者及びその人数	当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計2,193名	当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計2,193名	当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計2,200名
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録書の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。		

	第32回 R S U	第33回 R S U	第34回 R S U	第35回 R S U
(1) 払込期間	2026年4月20日から 2026年5月19日まで	2027年4月20日から 2027年5月19日まで	2028年4月20日から 2028年5月19日まで	2029年4月20日から 2029年5月19日まで
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,664,400株	当社普通株式 1,652,800株	当社普通株式 172,800株	当社普通株式 172,600株
(3) 処分価額	1株につき479円			
(4) 処分価額の総額	1,755,247,600円	791,691,200円	82,771,200円	82,675,400円
(5) 出資の目的とする財産並びに当該財産の内容及び価額	出資の目的とする財産：金銭以外の財産（現物出資財産） 現物出資財産の内容：2022年決定に基づき付与される対象者の当社に対する金銭報酬債権			
	現物出資財産の価額： 金1,755,247,600円 （1株につき処分価額と同額）	現物出資財産の価額： 金791,691,200円（1株につき処分価額と同額）	現物出資財産の価額： 金82,771,200円（1株につき処分価額と同額）	現物出資財産の価額： 金82,675,400円（1株につき処分価額と同額）
(6) 処分方法	下記(8)記載の対象者に対して株式報酬として割り当てます。			
(7) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資によります。			
(8) 割当ての対象者及びその人数	当社の使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計274名	当社の使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計94名	当社の使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計7名	当社の使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役及び使用人等 合計7名

上記のうち、処分株式数、処分価額等については、当社普通株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した場合は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整される場合があります。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書の「第二部 参照情報 第1 参照書類」を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

<中略>

2【四半期報告書又は半期報告書】

<中略>

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2022年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき、臨時報告書を2022年5月6日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき関東財務局長に提出した2021年5月17日付臨時報告書の訂正報告書)を2022年5月6日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

<中略>

2【四半期報告書又は半期報告書】

<中略>

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2022年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき、臨時報告書を2022年5月6日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2022年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき、臨時報告書を2022年5月19日に関東財務局長に提出

(4[訂正報告書]削除)